

平成29年11月27日
(第7回臨時会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第 1 号	美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正 について	---	1~ 2
議案第 2 号	美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部 改正について	---	3~ 4
議案第 3 号	美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について	---	5~21
議案第 4 号	専決処分について	---	22~30
議案第 5 号	平成29年度美瑛町一般会計補正予算について	---	31~38
議案第 6 号	平成29年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算に ついて	---	39~44
議案第 7 号	平成29年度美瑛町立病院事業会計補正予算について	---	45~46
議案第 8 号	請負契約の締結について	---	47
議案第 9 号	財産の取得について	---	48
議案第 10 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	---	49~51
報告第 1 号	専決処分について	---	52
報告第 2 号	専決処分について	---	53
報告第 3 号	専決処分について	---	54
報告第 4 号	専決処分について	---	55

議案第1号

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月27日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和37年美瑛町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定に

よる改正前の給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第2号

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月27日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和37年美瑛町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第3号

美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月27日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に改める。

附則第5項中「100分の1.275」を「100分の1.425」に、「100分の85」を「100分の95」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

単位 円

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400

	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200
再任用 職員以 外の職 員	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	

36	197, 200	247, 000	286, 800	331, 100	358, 300	386, 200
37	198, 500	247, 900	288, 400	333, 000	359, 700	387, 600
38	199, 800	249, 300	290, 100	334, 900	361, 000	388, 800
39	201, 100	250, 700	291, 900	336, 900	362, 400	390, 000
40	202, 400	252, 200	293, 700	338, 800	363, 800	391, 100
41	203, 700	253, 600	295, 300	340, 700	365, 100	392, 200
42	205, 000	255, 000	297, 000	342, 600	366, 000	393, 400
43	206, 300	256, 400	298, 500	344, 400	367, 100	394, 600
44	207, 600	257, 700	300, 100	346, 300	368, 200	395, 700
45	208, 800	258, 900	301, 700	347, 800	369, 000	396, 400
46	210, 100	260, 200	303, 400	349, 200	369, 900	397, 100
47	211, 400	261, 600	305, 000	350, 700	370, 800	397, 800
48	212, 700	262, 900	306, 700	352, 200	371, 700	398, 500
49	213, 800	264, 100	307, 700	353, 800	372, 600	399, 100
50	214, 900	265, 200	309, 200	354, 600	373, 400	399, 700
51	215, 900	266, 500	310, 700	355, 800	374, 200	400, 200
52	217, 000	267, 800	312, 300	356, 800	375, 000	400, 600
53	218, 100	268, 800	313, 900	357, 700	375, 700	401, 000
54	219, 100	269, 900	315, 500	358, 800	376, 400	401, 300
55	220, 000	271, 200	317, 100	359, 700	377, 100	401, 600
56	221, 000	272, 500	318, 600	360, 800	377, 800	401, 900
57	221, 500	273, 500	320, 100	361, 700	378, 300	402, 200
58	222, 400	274, 500	321, 300	362, 400	378, 900	402, 500
59	223, 200	275, 400	322, 500	363, 100	379, 500	402, 800
60	224, 100	276, 500	323, 700	363, 800	380, 200	403, 100
61	224, 800	277, 600	324, 400	364, 200	380, 600	403, 400
62	225, 800	278, 600	325, 300	364, 800	381, 300	403, 700
63	226, 600	279, 500	326, 100	365, 500	381, 900	404, 000
64	227, 500	280, 500	326, 900	366, 200	382, 500	404, 300

65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200	381,000	392,900	

95	294, 800	342, 700	381, 400	393, 200
96	295, 200	343, 100	381, 800	393, 400
97	295, 400	343, 200	382, 200	393, 600
98	295, 700	343, 700	382, 600	393, 900
99	296, 100	344, 100	383, 000	394, 200
100	296, 500	344, 400	383, 400	394, 400
101	296, 700	344, 700	383, 800	394, 600
102	297, 000	345, 100	384, 200	394, 900
103	297, 400	345, 500	384, 600	395, 200
104	297, 700	345, 900	385, 000	395, 400
105	297, 900	346, 400	385, 400	395, 600
106	298, 200	346, 800	385, 800	
107	298, 600	347, 200	386, 200	
108	298, 900	347, 600	386, 600	
109	299, 100	348, 100	387, 000	
110	299, 500	348, 500	387, 400	
111	299, 900	348, 800	387, 800	
112	300, 200	349, 100	388, 200	
113	300, 300	349, 600	388, 600	
114	300, 600			
115	300, 900			
116	301, 300			
117	301, 500			
118	301, 700			
119	302, 000			
120	302, 300			
121	302, 700			
122	302, 900			
123	303, 200			
124	303, 500			

	125		303,800				
再任用 職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700

別表第2 (第3条関係)

ア 医療職給料表 (一)

単位 円

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800
	10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900
	11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100
	12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200
再任用 職員以 外の職 員	13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700
	14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700
	15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600
	16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600
	17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500
	18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500
	19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500
	20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500

21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300
22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300
23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400
24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500
25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900
26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700
27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500
28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200
29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000
30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500
31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100
32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800
33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100
34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400
35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700
36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900
37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000
38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200
39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300
40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400
41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200
42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000
43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800
44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600
45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000
46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600
47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100
48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500
49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900

50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200
51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500
52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800
53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100
54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400
55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700
56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000
57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300
58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600
59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900
60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300
61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500
62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800
63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100
64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400
65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600
66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500	
67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200	
68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800	
69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200	
70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700	
71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200	
72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700	
73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300	
74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800	
75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400	
76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000	
77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500	
78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000	
79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500	

80	242, 200	286, 700	322, 100	343, 800	385, 000
81	242, 500	287, 400	322, 700	344, 100	385, 300
82	242, 900	287, 900	323, 200	344, 400	385, 800
83	243, 300	288, 300	323, 600	344, 800	386, 200
84	243, 700	288, 700	324, 100	345, 100	386, 600
85	244, 000	288, 900	324, 600	345, 600	387, 000
86		289, 100	325, 000	345, 900	387, 400
87		289, 300	325, 200	346, 200	387, 800
88		289, 500	325, 600	346, 500	388, 200
89		289, 900	326, 000	346, 900	388, 600
90		290, 100	326, 400	347, 200	
91		290, 300	326, 800	347, 600	
92		290, 500	327, 200	347, 900	
93		290, 900	327, 500	348, 300	
94		291, 100	327, 700	348, 600	
95		291, 300	328, 100	348, 900	
96		291, 600	328, 400	349, 200	
97		292, 000	328, 600	349, 500	
98		292, 300	328, 900	349, 900	
99		292, 500	329, 200	350, 300	
100		292, 800	329, 500	350, 700	
101		293, 100	329, 700	351, 200	
102		293, 300	330, 000	351, 600	
103		293, 500	330, 400	352, 000	
104		293, 800	330, 600	352, 400	
105		294, 100	330, 700	352, 900	
106			331, 000		
107			331, 400		
108			331, 600		

	109			331,800			
	110			332,200			
	111			332,600			
	112			333,000			
	113			333,200			
再任用 職員		188,300	214,900	243,100	256,500	281,700	322,400

別表第2 (第3条関係)

イ 医療職給料表 (二)

単位 円

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600
	11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400
	12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300
再任用 職員以 外の職 員	13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900
	14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500
	15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300
	16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100
	17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900

18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500
19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200
20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900
21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300
22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800
23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300
24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800
25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300
26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700
27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200
28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800
29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000
30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500
31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900
32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400
33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000
34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500
35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100
36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600
37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300
38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900
39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400
40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000
41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200
42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700
43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200
44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600
45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200
46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200
47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700
48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000

49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400
50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800
51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100
52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500
53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000
54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200
55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300
56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500
57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600
58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500
59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500
60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500
61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900
63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700
64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700
68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400
69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000
70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600
71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300
72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900
73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600
74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100
75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700
76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200
77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600

78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200
79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700
80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000
81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300
82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800
83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200
84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500
85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800
86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300
87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800
88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200
89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500
90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900
91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400
92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800
93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200
94	281,400	314,600	348,000	366,000	392,700
95	282,300	315,300	348,700	366,400	393,200
96	283,300	315,900	349,300	366,700	393,700
97	284,000	316,600	349,700	367,300	394,100
98	284,800	316,900	350,100	367,800	394,600
99	285,400	317,500	350,600	368,300	395,100
100	286,300	318,200	351,000	368,800	395,600
101	287,100	318,600	351,500	369,400	396,000
102	287,900	319,200	351,900	369,900	396,500
103	288,700	319,800	352,400	370,400	397,000
104	289,500	320,400	352,800	370,800	397,500
105	290,200	320,800	353,100	371,400	397,900
106	290,700	321,300	353,600	371,900	398,500
107	291,200	321,800	354,000	372,400	399,100

108	291,700	322,300	354,300	372,900	399,500
109	291,900	322,700	354,800	373,500	399,900
110	292,200	323,100	355,300	373,900	
111	292,400	323,400	355,800	374,400	
112	292,800	323,700	356,300	374,900	
113	293,100	324,100	356,800	375,500	
114	293,300	324,500	357,300	376,000	
115	293,700	324,900	357,800	376,500	
116	294,000	325,200	358,200	377,000	
117	294,300	325,400	358,600	377,500	
118	294,600	325,700	359,000	378,000	
119	294,900	326,100	359,500	378,500	
120	295,300	326,300	360,000	379,000	
121	295,600	326,500	360,400	379,500	
122	296,000	326,800	360,900	380,000	
123	296,300	327,100	361,400	380,500	
124	296,700	327,400	361,900	381,000	
125	296,900	327,600	362,200	381,500	
126	297,100	327,900	362,700	382,000	
127	297,400	328,300	363,200	382,500	
128	297,800	328,500	363,700	383,000	
129	298,000	328,600	364,100	383,500	
130	298,300	328,900	364,600		
131	298,700	329,300	365,100		
132	299,100	329,500	365,600		
133	299,300	329,800	366,100		
134	299,600	330,200	366,600		
135	300,000	330,600	367,100		
136	300,300	331,000	367,600		

137	300,500	331,300	368,100
138	300,800	331,700	368,600
139	301,200	332,100	369,100
140	301,500	332,500	369,600
141	301,700	332,800	370,100
142	302,100	333,200	
143	302,500	333,500	
144	302,800	333,900	
145	302,900	334,200	
146	303,200	334,600	
147	303,500	335,000	
148	303,900	335,400	
149	304,100	335,700	
150	304,300	336,100	
151	304,600	336,500	
152	304,900	336,900	
153	305,300	337,200	
154	305,500		
155	305,700		
156	306,000		
157	306,300		
158	306,600		
159	306,900		
160	307,200		
161	307,600		
162	307,900		
163	308,200		
164	308,500		
165	308,900		
166	309,200		

	167	309,500				
	168	309,800				
	169	310,200				
再任用 職員		234,700	255,000	262,200	272,400	288,700

第2条 美瑛町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に改め、
同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 第1条の規定による美瑛町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第20条第2項及び附則第5項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号俸の調整)

第2条 平成29年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例に基づいて支給された給与（美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年美瑛町条例第27号。以下「平成28年改正条例」という。）附則第4条第1項から第3項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成28年改正条例附則第4条第1項

から第3項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第4条 平成27年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。

2 平成27年3月31日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 平成27年4月1日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

4 前2項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第16条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成29年美瑛町条例第 号)附則第4条第1項から第3項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(規則への委任)

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第4号

専決処分について

平成29年度の美瑛町一般会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年11月27日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決処分日 平成29年9月28日

平成29年度 美瑛町一般会計補正予算（第5号）

平成29年度美瑛町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,233,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月28日 専決

美瑛町長 浜 田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		927,024	10,072	937,096
	3 国庫委託金	11,692	10,072	21,764
18 繰越金		86,747	1,510	88,257
	1 繰越金	86,747	1,510	88,257
19 諸収入		228,039	18	228,057
	5 雑入	124,716	18	124,734
歳入合計		10,221,400	11,600	10,233,000

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,679,815	10,072	1,689,887
	4 選挙費	1,628	10,072	11,700
6 農林水産業費		1,284,512	804	1,285,316
	1 農業費	852,355	804	853,159
7 商工費		660,418	724	661,142
	1 商工費	474,619	724	475,343
歳出合計		10,221,400	11,600	10,233,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
13		国庫支出金	927,024	10,072	937,096
	3	国庫委託金	11,692	10,072	21,764
	1	総務費委託金	5,737	10,072	15,809
18		繰越金	86,747	1,510	88,257
	1	繰越金	86,747	1,510	88,257
	1	繰越金	86,747	1,510	88,257
19		諸収入	228,039	18	228,057
	5	雑入	124,716	18	124,734
	4	雑入	124,713	18	124,731

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 選挙費委託金	10,072	1 衆議院議員選挙委託金
1 繰越金	1,510	1 前年度繰越金
2 雑入	18	1 町有建物災害共済金

(歳出)

2	4	3	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			総務費	1,679,815	10,072	1,689,887	10,072	
			選挙費	1,628	10,072	11,700	10,072	
			衆議院議員 選挙費	0	10,072	10,072	国庫支出金 10,072	
6			農林水産業 費	1,284,512	804	1,285,316	18	786
	1		農業費	852,355	804	853,159	18	786
		2	農業振興費	817,015	804	817,819	諸収入 18	786

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	580	1 みんなで歩むまちづくり	10,072
		(1) 衆議院議員選挙事業	10,072
3 職員手当等	5,000	その他報酬	(580)
		事務従事者超勤等手当	(5,000)
7 賃 金	400	臨時職員賃金(物)	(400)
		費用弁償	(10)
9 旅 費	10	消耗品費(物)	(300)
		食糧費	(150)
11 需 用 費	650	印刷製本費(物)	(200)
		通信運搬費(物)	(622)
12 役 務 費	2,332	広告料(物)	(1,400)
		手数料(物)	(310)
18 備品購入費	1,000	事務用備品等購入費	(1,000)
		負担金(補)	(100)
19 負担金補助 及び交付金	100		
11 需 用 費	804	1 足腰の強い産業づくり	804
		(1) 置杵牛農産物加工交流施設管理運営事業	93
		修繕料(維)	(93)
		(2) 農業技術研修センター管理運営事業	711
		修繕料(維)	(711)

7	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	商工費	660,418	724	661,142		724
1	商工費	474,619	724	475,343		724
3	観光費	96,110	498	96,608		498
6	イベント推 進費	32,633	226	32,859		226

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
11 需用費	60	1 足腰の強い産業づくり	498
		(1) 白金野営場運営管理事業	260
13 委託料	438	修繕料(維)	(60)
		業務委託(物)	(200)
		(2) 自然の村運営管理事業	238
		業務委託(物)	(238)
11 需用費	226	1 足腰の強い産業づくり	226
		(1) イベント推進事業	226
		修繕料(物)	(226)

議案第5号

平成29年度 美瑛町一般会計補正予算（第6号）

平成29年度美瑛町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,325,400千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月27日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 分担金及び負担金		4,556	15	4,571
	1 負担金	4,556	15	4,571
14 道支出金		944,225	34,200	978,425
	2 道補助金	639,154	34,200	673,354
15 財産収入		79,019	800	79,819
	1 財産運用収入	45,842	800	46,642
16 寄附金		27,114	6,896	34,010
	1 寄附金	27,114	6,896	34,010
17 繰入金		354,981	35,600	390,581
	1 繰入金	354,981	35,600	390,581
18 繰越金		88,257	14,872	103,129
	1 繰越金	88,257	14,872	103,129
19 諸収入		228,057	17	228,074
	5 雑入	124,734	17	124,751
歳入合計		10,233,000	92,400	10,325,400

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		73,949	342	74,291
	1 議会費	73,949	342	74,291
2 総務費		1,689,887	12,913	1,702,800
	1 総務管理費	1,646,908	12,913	1,659,821
3 民生費		961,704	17	961,721
	2 児童福祉費	447,484	17	447,501
6 農林水産業費		1,285,316	44	1,285,360
	2 耕地費	365,579	44	365,623
7 商工費		661,142	72,188	733,330
	1 商工費	475,343	72,188	547,531
12 諸支出金		495,661	6,896	502,557
	1 普通財産取得費	27,431	6,896	34,327
歳出合計		10,233,000	92,400	10,325,400

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
11		分担金及び負担金	4,556	15	4,571
	1	負 担 金	4,556	15	4,571
	3	農林水産業費負担金	4,431	15	4,446
14		道支出金	944,225	34,200	978,425
	2	道補助金	639,154	34,200	673,354
	5	商工費補助金	3,649	34,200	37,849
15		財産収入	79,019	800	79,819
	1	財産運用収入	45,842	800	46,642
	1	財産貸付収入	44,148	800	44,948
16		寄 附 金	27,114	6,896	34,010
	1	寄 附 金	27,114	6,896	34,010
	1	寄 附 金	27,114	6,896	34,010
17		繰 入 金	354,981	35,600	390,581
	1	繰 入 金	354,981	35,600	390,581
	1	繰 入 金	354,981	35,600	390,581
18		繰 越 金	88,257	14,872	103,129
	1	繰 越 金	88,257	14,872	103,129
	1	繰 越 金	88,257	14,872	103,129
19		諸 収 入	228,057	17	228,074
	5	雑 入	124,734	17	124,751
	4	雑 入	124,731	17	124,748

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 耕地費負担金	15	1 基幹水利施設管理負担金 しろがね地区
1 商工費補助金	34,200	1 地域づくり総合交付金
2 建物貸付収入	800	1 公共建物貸付料
1 寄附金	6,896	1 まちづくり寄附金
1 繰入金	35,600	1 公共施設等整備基金繰入金
1 繰越金	14,872	1 前年度繰越金
2 雑入	17	1 日本スポーツ振興センター補償金

(歳出)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		議会費	73,949	342	74,291		342
	1	議会費	73,949	342	74,291		342
		1	議会費	73,949	342	74,291	
2		総務費	1,689,887	12,913	1,702,800	800	12,113
	1	総務管理費	1,646,908	12,913	1,659,821	800	12,113
		1	職員給与費	1,164,454	6,573	1,171,027	
	2	一般管理費	69,701	3,354	73,055		3,354
	12	諸費	90,296	2,986	93,282	財産収入 800	2,186
3		民生費	961,704	17	961,721	17	
	2	児童福祉費	447,484	17	447,501	17	
		2	保育所費	171,065	17	171,082	諸収入 17

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	342	1 みんなで歩むまちづくり (1) 議会運営事業 議員手当	342 342 (342)
2 給 料	1,269	1 みんなで歩むまちづくり (1) 職員給料 一般職給料	6,573 1,269 (1,269)
3 職員手当等	5,304	(2) 職員手当 職員手当等	5,304 (5,304)
12 役 務 費	3,354	1 みんなで歩むまちづくり (1) 一般管理事業 通信運搬費(物)	3,354 3,354 (3,354)
8 報 償 費	1,734	1 みんなで歩むまちづくり (1) 地域情報通信基盤管理運営事業 修繕料(物)	2,986 800 (800)
11 需 用 費	800	(2) まちづくり寄附管理事業 報償(物)	2,186 (1,734)
12 役 務 費	452	手数料(物)	(452)
22 補償補填及 び賠償金	17	1 とともに支え合うまちづくり (1) 保育センター管理運営事業 補償金(補)	17 17 (17)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		農林水産業 費	1,285,316	44	1,285,360	15	29
	2	耕地費	365,579	44	365,623	15	29
	3	基幹水利施 設管理費	18,392	44	18,436	負担金 15	29
7		商工費	661,142	72,188	733,330	69,800	2,388
	1	商工費	475,343	72,188	547,531	69,800	2,388
	3	観光費	96,608	920	97,528		920
	5	ビルケの森 費	100,345	71,268	171,613	道支出金 34,200 繰入金 35,600	1,468
12		諸支出金	495,661	6,896	502,557	6,896	
	1	普通財産取 得費	27,431	6,896	34,327	6,896	
	8	丘のまちび えいまちづ くり基金費	27,113	6,896	34,009	寄附金 6,896	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	5	1 足腰の強い産業づくり	44
		(1) 基幹水利施設管理運営事業	44
3 職員手当等	39	給料 (事)	(5)
		職員手当等 (事)	(39)
19 負担金補助 及び交付金	920	1 足腰の強い産業づくり	920
		(1) 美瑛町観光協会補助金	920
11 需用費	1,180	1 足腰の強い産業づくり	71,268
		(1) ビルケの森管理事業	1,468
13 委託料	288	光熱水費 (物)	(1,180)
		保守・管理委託 (物)	(288)
15 工事請負費	54,800	(2) 白金インフォメーションセンター改修事業	69,800
		改修工事 (事)	(49,800)
18 備品購入費	15,000	整備工事 (事)	(5,000)
		備品購入費 (事)	(15,000)
25 積立金	6,896	1 みんなで歩むまちづくり	6,896
		(1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業	6,896
		積立金 (積)	(6,896)

議案第6号

平成29年度 美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度美瑛町の白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,020千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月27日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	44	45
	1 繰越金	1	44	45
歳入合計		15,976	44	16,020

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		5,075	44	5,119
	1 総務管理費	5,075	44	5,119
歳出合計		15,976	44	16,020

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
4		繰越金	1	44	45
	1	繰越金	1	44	45
		1 繰越金	1	44	45

(白金泉源事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	44	1 繰越金

(歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
1						
1	総務費	5,075	44	5,119		44
	総務管理費	5,075	44	5,119		44
	1 一般管理費	5,075	44	5,119		44

(白金泉源事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	6	1 みんなで歩むまちづくり	44
		(1) 職員給料	6
3 職員手当等	38	(2) 職員手当	38

議案第7号

平成29年度 美瑛町立病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成29年度美瑛町立病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度美瑛町立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 病院事業費用	1,271,349千円	2,282千円	1,273,631千円
第1項 医業費用	1,242,953千円	2,282千円	1,245,235千円

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	735,223千円	2,282千円	737,505千円

平成29年11月27日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

平成29年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

収益的支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説明
1. 病院事業費用				1,271,349	2,282	1,273,631	給与改定に伴う職員給与及び手当の支給増
	1. 医業費用			1,242,953	2,282	1,245,235	
		1. 給与費		697,271	2,282	699,553	
			職員給与	267,545	373	267,918	
			職員手当	153,765	1,909	155,674	

議案第8号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月27日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

工事名	契約の方法	契約金額	契約先
町民プール建設工事	指名競争入札 による落札	円 782,460,000	美瑛町西町1丁目1番2号 株式会社 清水組 代表取締役 古川 博士

(参考資料)

工事内容	工期	その他
建設工事 ・ 建築主体工事 S造 平屋建て ボイラー棟 RC造 建築面積 1284.11㎡ 延床面積 1285.22㎡ ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事 各一式	自 本契約の翌日 至 平成30年10月30日	入札指名業者名 1. 荒井建設 株式会社 2. 株式会社 清水組 3. 株式会社 橋本川島コーポレーション 4. 畠山建設 株式会社 5. 株式会社 廣野組 6. 株式会社 盛永組 第1回目落札 (落札率 98.9%)

議案第9号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月27日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

取得財産	契約の方法	契約金額	契約先
白金インフォメーションセンター 備品 一式	指名競争入札 による落札	円 7,398,000	美瑛町寿町1丁目4番14号 有限会社 エコテック 代表取締役 富田 陸夫

(参考資料)

取得目的	品名・納期	その他
白金インフォメーションセンター整備のため	品名 ・情報検索機器 ・展示パネル ・商品陳列棚 ・冷蔵ショーケース ・テーブル ・イス 各一式 納期 平成29年12月22日	入札指名業者名 1. 株式会社 阿部百貨店 2. 有限会社 エコテック 3. 株式会社 オオタそうご電器 4. 長谷川印舗 第1回目落札(落札率98.8%)

議案第10号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月27日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

総合整備計画書

北海道 美瑛町 美沢・白金辺地
(辺地の人口 73人、面積 51.31km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町村又は字の名称

上川郡美瑛町字美沢、白金

(2) 地域を中心の位置

上川郡美瑛町字美瑛原野34番地2号

(3) 辺地度点数

108点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 ~ 町道美望ヶ原ビルケ線は、観光情報の発信施設である「白金インフォメーションセンター」と観光スポットである「青い池」を結ぶ重要な町道であるが、一部が作業用道路となっており、今現在交通道路となっていない状況である。近年の観光客の増加により、道道十勝岳温泉美瑛線では渋滞が頻発しており、地域住民の利便性が阻害されている。当該道路の整備により、町道美望ヶ原ビルケ線と道道十勝岳温泉美瑛線が接続されることとなるため、観光エリアとして発展し白金地区の地域振興・観光振興につながるほか、効率的な交通の流れを確保する。
両泉橋が架かる町道白金美瑛支線を整備することにより、安定的な交通往来の確保等の機能向上を図り、維持コストの縮減の他、将来に渡って安全・安心な道路網と物流を確保する。
- ・ 橋 梁 ~ 町道白金美瑛支線に架かる両泉橋の更新架換を行うことにより、橋梁の耐用年数の延長による長寿命化と安定的な交通往来の確保等の機能向上を図る。
今後辺地区域内で増大が見込まれている老朽化する橋梁を計画的に架け換えることで、維持コストの縮減の他、将来に渡って安全・安心な道路網と物流を確保する。
- ・ 施 設 ~ 昭和63年12月に十勝岳噴火後、平成元年に北海道開発局が火山泥流対策として整備したコンクリートブロックの堰堤は、神秘的な「青い池」として平成22年頃より、四季を通じて国内外から多くの人を訪れる観光スポットとなっている。このことより、観光シーズン中には多くの観光客が訪れ交通渋滞が起きているので、交通渋滞対策が必要となっています。その他にも白金エリア内施設内容の充実について利用者の要望があがっていることから、そのニーズに応え施設整備等を行います。
この白金エリアの整備により、増加する観光客への対応、白金温泉を含めた白金地区への安定的な誘客が図られることのみならず、町内の美沢エリア等の周辺観光スポットとの円滑な地域内循環により、観光資源相互のつながりがもたらす相乗効果によって、地域振興・観光振興が発展する。

3. 公共的施設の整備計画 平成29年度から平成33年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路 (美望ヶ原ビルケ線道路整備事業ほか1事業)	美瑛町	394,000	118,000	276,000	262,100
橋梁 (両泉橋架換事業)	美瑛町	243,000	155,030	87,970	83,400
施設 (白金エリア再構築事業)	美瑛町	153,000		153,000	145,300
合 計		790,000	273,030	516,970	490,800

4. 公共的施設の整備計画内訳

[辺地名： 美沢・白金 辺地]

(単位：千円)

施設名	事業名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
道路	美望ヶ原ビルケ線道路整備事業	美瑛町	379,000	118,000	261,000	247,900
	白金美瑛支線道路整備事業	美瑛町	15,000		15,000	14,200
	小 計		394,000	118,000	276,000	262,100
橋梁	両泉橋架換事業	美瑛町	243,000	155,030	87,970	83,400
施設	白金エリア再構築事業	美瑛町	153,000		153,000	145,300
合 計			790,000	273,030	516,970	490,800

報告第1号

専決処分について

平成29年第2回美瑛町議会定例会において議決（平成29年3月24日）された、請負契約の締結について（議案第37号）の一部を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので報告する。

平成29年11月27日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決処分日 平成29年11月14日

項目	変更前	変更後
工事名	白金インフォメーションセンター 増設工事	同左
契約金額	106,704,000円	107,211,600円
契約先	新栄・大創経常建設共同企業体 代表者 美瑛町丸山1丁目7番6号 有限会社 新栄建設 代表取締役 山本 正	同左
変更内容		工事数量の確定による増

報告第2号

専決処分について

平成29年第3回美瑛町議会臨時会において議決（平成29年5月10日）された、請負契約の締結について（議案第5号）の一部を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので報告する。

平成29年11月27日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決処分日 平成29年11月6日

項目	変更前	変更後
工事名	丸山通り線道路改良舗装工事 (第1工区)	同左
契約金額	116,100,000円	117,007,200円
契約先	美瑛町本町4丁目3番1号 株式会社 西森組 代表取締役 西森 和弘	同左
変更内容		工事数量の確定による増

報告第3号

専決処分について

平成29年第3回美瑛町議会臨時会において議決（平成29年5月10日議案第6号）され、平成29年第4回美瑛町議会定例会において一部変更を議決（平成29年6月23日 議案第34号）された、請負契約の締結についての一部を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので報告する。

平成29年11月27日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

専決処分日 平成29年11月6日

項目	変更前	変更後
工事名	丸山通り線道路改良舗装工事 (第2工区)	同左
契約金額	130,831,200円	130,917,600円
契約先	美瑛町栄町4丁目4番13号 浜塚建設工業 株式会社 代表取締役社長 濱塚 努	同左
変更内容		工事数量の確定による増

報告第4号

専決処分について

平成29年第4回美瑛町議会定例会において議決（平成29年6月23日）された、請負契約の締結について（議案第31号）の一部を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので報告する。

平成29年11月27日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決処分日 平成29年11月6日

項目	変更前	変更後
工事名	町道朗根内上俵真布線九線橋道路 災害復旧工事(上部工・取付道路工)	同左
契約金額	91,800,000円	90,018,000円
契約先	札幌市中央区北3条西3丁目1番地54 日本高圧コンクリート株式会社 PC事業部 札幌支社 執行役員支社長 鈴木 洋一	同左
変更内容		PC橋工の変更による減

平成29年11月27日

美瑛町議会議長 濱田 洋 一 様

平成29年度美瑛町議会決算審査特別委員会
委員長 沢 尻 健

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、美瑛町議会会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号	件 名	審査の結果
(認定第1号)	平成28年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
(認定第2号)	平成28年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
(認定第3号)	平成28年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
(認定第4号)	平成28年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
(認定第5号)	平成28年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
(認定第6号)	平成28年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
(認定第7号)	平成28年度美瑛町水道事業会計決算の認定について	認 定
(認定第8号)	平成28年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について	認 定

発議第1号

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 について

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び美瑛町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年11月27日

提出者 議員 沢 尻 健
賛成者 議員 角 和 浩 幸
賛成者 議員 佐 藤 晴 観

提案理由

人事院の給与勧告に準拠し、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものである。

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年美瑛町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「議員報酬条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。